

申込段階の部門に関するQ & A（募集要項と重複する部分があります）

■ 初期的支援部門

Qすでに継続している事業は、応募できないのか。

A条件を満たせば、応募できます。

（条件）継続的支援部門に応募したことのない団体（応募の結果は問わず）

Q過去にまちづくり支援金を受けた団体は、応募できないのか。

A条件を満たせば、応募できます。

（条件）継続的支援部門に応募したことのない団体（応募の結果は問わず）

Q継続的支援部門に応募したが、不採択だった場合、初期的支援部門に応募できるか。

Aできません。

（同じ年度ではどちらか一方の部門しか申込できません。また、違う年度であっても、継続的支援部門に応募した団体は、応募の結果を問わず、初期的支援部門に申込をすることはできません。）

Q3回の支援は連続する必要があるのか。

A連続する必要はありません。

（最初に支援を受けた年度から起算して好きな年度に3回選択して申込をしてください。）

	R6	R7	R8	R9	R10
その1	①	②	③		
その2	①		②	③	
その3	①	②			③

Q 初期的支援部門として2回の支援を受けたが、3回目を放棄して、継続的支援部門に応募できるか。

A できます。

（ただし、継続的支援部門に応募した場合は、残支援回数があったとしても、初期的支援部門に戻ることはできません。）

Q 2年度目に申込をしたら不採択となってしまったが、2回目のカウントはされるのか。

A カウントされません。

（実際に支援を受けた回数を数えます。）

	R6	R7	R8	R9	R10
その1	採択 1回目	不採択	採択 2回目	採択 3回目	
その2	採択 1回目	応募せず	応募せず	不採択	採択 2回目

Q 初期的支援部門は、初回に採択されたら、3年分は支援が受けられるのか。

A 必ずしも3年分支援が受けられるわけではありません。

(支援を受けたい年ごとに申込～審査が必要となります。)

Q 初期的支援部門は、2回目、3回目は1回目の60%、40%になるのか。

A 必ずしもなるわけではありません。

(1回目は10万円、2回目は1回目の60%、3回目は1回目の40%は、「上限額」ですので、それぞれの年度の審査の結果、これらを下回る可能性があります。)

		1回目	2回目	3回目
上限額通り の場合	要望額	100,000	60,000	40,000
	決定額	100,000 (要望額 100%)	60,000 (要望額 100%)	40,000 (要望額 100%)
上限額通り でない場合 その1	要望額	100,000	48,000	32,000
	決定額	80,000 (要望額 80%)	48,000 (要望額 100%)	16,000 (要望額 50%)
上限額通り でない場合 その2	要望額	100,000	60,000	40,000
	決定額	100,000 (要望額 100%)	48,000 (要望額 80%)	20,000 (要望額 50%)

Q 2回目より3回目の方が、支援金額が高くなることはあるのか。

A ありません。

(初期的支援部門では、前回の支援金額より徐々に少なくなることを想定していますので、試算の結果、2回目より3回目の金額が高くなる可能性があったとしても、3回目の支援は、2回目の支援金額が限度額になります。)

Q 初期的支援部門の3回または3年という支援が終わった後、継続的支援部門に
申込できるか。

A 条件（3年以上の事業継続）を満たしていれば、申込できます。

		R6	R7	R8	R9	R10
その1	事業年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	支援金	初期①	初期②	初期③	継続	継続
その2	事業年数	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
	支援金	初期①	継続	継続	継続	継続

その1→事業初年度から初期的支援部門で支援を3年連続受けたという場合、
その翌年度（4年目）から継続的支援部門に応募することができます。

その2→事業3年目から初期的支援部門で支援を受けた場合、その翌年度は
事業4年目で、「3年以上の事業継続」にあたるため、継続的支援部
門に応募することができます。

Q 初期的支援部門の3回の支援を受け終わったが、他の事業を立ち上げたので、
他の事業について、初期的支援部門の支援を受けることはできないのか。

A できません。

（初期的支援部門の支援は1団体につき1回限りとしておりますので、年度を
異にした場合でも、同一団体において、2事業目の支援を受けることはでき
ません。）

■継続的支援部門について

Q 事業継続の資料の具体例は

A 各年度につき、「事業の決算書」、「事業のパンフレット」、「チラシ」のいずれか一点を想定しています。

「写真」については、日付を確認できれば資料とすることができます。

「団体の総会資料」は、前年度事業報告欄に当該事業の記載があるか、前年度決算書の内訳で当該事業の記載があれば、資料とすることができます。

「団体の名簿」は、事業実施の根拠にならないため、資料にはなりません。

Q 事業は3年以上継続をしているのだが、資料がない年度がある場合、どうすればよいのか。

A 原則として、応募できなくなります。

ただし、まちづくり支援金の実績報告をした年度については、総括表の該当年度に○をすることで、資料の添付が省略できますので、資料とまちづくり支援金実績報告済の年度、すべてをあわせて3年以上と確認できればよいということになります。

Q継続的支援部門に応募したが、不採択だった場合（事前選考で落ちた場合）、初期的支援部門に応募できるか。※再掲

Aできません。

（同じ年度ではどちらか一方の部門しか申込できません。また、違う年度であっても、継続的支援部門に応募した団体は、応募の結果を問わず、初期的支援部門に申込をすることはできません。）

Q 本年度継続的支援部門で支援を受けたが、来年も継続的支援部門の支援を受けたい場合は、来年も別に応募をする必要があるのか。

A 毎年応募をする必要があります。

（毎年、審査を行いますので、年度により支援額等が変わる可能性があります。）

Q 応募をすれば10万円支援を受けられるのか。

A 10万円は上限額ですので、必ずしも10万円の支援を受けられるというわけではありません。

(対象経費×2／3を基本としますが、事業内容や経費内訳等に鑑み、一部採択となる可能性もあります。)